明治六年 『訴訟事件銘細録』(第二号ノ一)について(四) [島根縣] 聴訟課

松江地方裁判所所蔵裁判史料より――

広島修道大学「明治期の法と裁判」 和 研究会

加 居 石 正

藤

浩

司·矢 野

達 雄宏

注の部 (二) 史料(二)(【三三】~【四九】) (以上、『修道法学』第四三巻第二号

目次表(三)(【五〇】~【七五】)

九 八

注の部(三) 史料(三)(【五〇]~【七五】) (以上、『修道法学』第四四巻第一号)

Ŧī. 四

真 (二葉)

(以上、『修道法学』第四三巻第一号)

目次表 (二) (【三三】~【四九】)

史料(二)([二]~[三三]) 目次表(二)(【二】~【三二】)

注の部 (一)

目

次

解題と凡例

目次表(四)(【七六】~【八六】)

史料(四)(【七六】~【八六】)

六六〇 (一八二)

一四 注の部 (四)

(以上、本号)

# 一二 目 次 表 (四) (【七六】~【八六】)

8	32		81		80			79			78			77		76	番号
八	司年	第八十一号	同年	第八十号	同年		第七十九号	同年		第七十八号	同年		第七十七号	同年	第七十六号	明治六年	年度·番号
四	司年	四月廿七日	明治六年	四月廿七日	明治六歳		四月廿五日	同年		四月廿四日	同年		四月廿四日	同年	四月廿四日	明治六年	上訴日
五	司年	五月八日	同年	五月七日	同年		五月十七日	同年		五月三日	明治六年		一月二十八日	明治七年	四月二十九日	明治六年	終局・年月日
-	金談差鏈一件	差縺一件	刈茶之義ニ付		貸金差縺一件		件	目質配分差縺			金談差縺一件		件	家財等差縺一		貸金滞一件	訴名/差縺
下げ願出聞届	済口証書差出・吟	成・御沙汰に及ぶ	示談承服済方相	伺いの上願書下渡	示談致候様及理解		げ願出聴届	示談行届・吟味下	願出聞届	書差出・吟味下げ	相対示談・済口証			夫々相済	げ願出聴届	示談済口・吟味下	結局
			鶴岡 少属		楢嵜 濶造	<b>楢嵜</b> 濶造	(受奉)	鶴岡 少属		鶴岡瞪	少属			鶴岡 少属		鶴岡 少属	事件担当官
	KBT 長右衛門		FT 与之助	外一人	TT 宗兵衛			NB 六左衛門			IJ 德右衛門	外五人	(農)	H ゼん	(商)	M Y 祐兵衛	代人/代言人
]  外  一引	OF		NO 儀左衛門		HD 冣兵衛			MO 忠兵衛			KUY 茂兵衛		外一人	IK 清治郎	(医)	N B 春策	代人/代言人
																	備考

	1		Γ				
86		85			84		83
第同	第八	同		第八	同	第八	同
八十六号	八十五号	年		八十四号	年	八十三号	年
五月七日	五月七日	同 年		五月五日	同 年	四月廿八日	同 年
七月二十三日明治六年	一月十二日	明治七年		六月五日	同 年	五月八日	同年
貸金滞一件		田畑差縺一件		件	貸金滞差縺一		古楮差縺一件
五月七日廣島縣へ	訟	済口証書差出・解		差送る	五月五日鳥取縣へ	味下げ願出聴届	済口証書差出・吟
TD 淳右衛門		U D 嘉五郎	外二人	(商)	SD 亀吉	(商)	H 菊次
KY 宗八郎		UD 卯兵衛		外一人	TE 久六		平七

### 一三 史 料(四)

## ○七八A】【七六】【貸金滞一件】

医NB春策へ懸り貸金滞一件出雲国大原郡□□町商MY祐兵衛ゟ同国同郡同町明治六年四月廿四日出訴

「第七十六号」 奉 鶴岡 少属

明治六年

[島根縣] 聴訟課

『訴訟事件銘細録』

(第二号ノ一) について (四)

○七八B〕

○七八B〕

○七八B〕

○七八B〕

○七八B〕

返済之約定仲間売事ハ其後取扱候義故仮令決賞

無之とも證文金ハ約定通可払出訳ニ付春策借用銭

一同立会之上取調候ハ、決算之有無且四百貫文差引相成候哉元利ハ日限ヲ定メ速ニ返済為致仲間売事之分ハ元帖差出シ

六五八 (一八〇)

掛合候得共彼是故障申立返金不致段申出相手春策ゟハ

修道法学 四四巻 二号

六五七 (一七九)

聴届候事 否モ判然致候訳故右之段双方へ及理解候処一同承服 示談行届済口証書差出し吟味下ケ願出候ニ付伺ノ上

明治六年四月二十九日 済

朱書きの斜線あり

西暦一八六七年。但し、丁卯年であり

明治三(西暦一八七〇)年なら庚午年にあたる。

〔○七九A〕【七七】【家財等差縺一件】 明治六年四月廿四日出訴

出雲国出雲郡□□□村農Hゼん外

「○」跡目家財等差縺一件(朱)

 $\overline{\bigcirc}$ 第七十七号」 奉

鶴岡 少属

明治七年一月二十八日 夫々相済

〔○八○A〕【七八】【金談差縺 件

| 出雲國□□□願人ⅠJ徳右衛門ヨリ|| 明治六年四月廿四日出訴 同國島根郡□□□相手KUY茂兵衛

ヱ掛リ金談差縺一件

第七十八号」 少属 鶴岡 瞪

相渡置候処種々不都合相違約定通取引難出来尤右金百円ハ 右訴答共篤ト取調候処当一月中UM茂兵衛ヨリ取次ヲ以神門郡 □□町SK林右衛門へ小割鉄七十五駄売議定致シ内金百円

廉ヲ以UM茂兵衛へ掛〔合〕および候得共素より受人等ニも無之 不残大豆代不足之内へ相渡大豆売主KSM元兵衛へ受取候故扱人之

〇八 〇 八 〇 B

一」徳右衛門おSK林右衛門へ直売確證之義故茂兵衛へ掛出訴者

鉄売主

遂度趣済口証書差出吟味下ケ願出候ニ付伺ノ上聞届候事 身代限分賦受候哉否及理解候処承服ノ上林右衛門へ相対示談 筋違ニ依テSK林右衛門ゟ返金可為致尤同人多分借財モ有之趣ニ付

明治六年五月三日 済

朱書きの斜線あり

# 〔○八一A〕【七九】【目質配分差縺一件】

行届吟味下ケ願出候ニ付伺ノ上聴届候事

明治六年五月十七日

済

\* 1

朱書きの斜線あり

截断により判読不能 目か同か? 方法ヲ以夫々取引致候様及理解候処双方無申分示談

出雲国飯石郡□□□町NB六左衛門ゟ同國同郡明治六年四月廿五日出訴

MO忠兵衛へ懸リ目\*2質配分差縺一件

第七十九号」

奉 鶴岡 少属

「受奉 楢嵜 濶造

右訴答共篤ト取調候処右ハ三十六年前原告祖父六左衛門被告祖父

不斗不遇ニ相成公物払方志儀掛戻し等多分之引負致シ 二人ニテ親族MO善次庄屋役中受人ニ相成居候処右善次

払方志儀懸戻し等一切引受夫々皆済致シ候処無間□\*\* 卒ニ田畑山林質入ニして六左衛門忠兵衛へ委托シ右貳人ニテ公物

善次死去致シ彼是不幸相重なり迚も償却難出来

配分議定之処双方より出銭多寡ヲ論シ彼是差縺 依之質入糯米田畑等右二人へ償却之為取替銭高ニ応し

配分遷延殆ント四十歳之星霜ヲ経孫之今日ニ到リ

〇八 一 B

少々之損德ハ打捨互ニ実意ヲ以テ伝来之帖面ニ依リ取捨適当ノ 其縺ヲ極メ及出訴候次第ニテ事実判然致しかたく依之双方共

[〇八二A] 【八〇】 【貸金差縺

出雲國能義郡□□村TT宗兵衛外壹人ヨリ門治六歳四月廿七日出訴

同郡同村HD取兵衛へ係リ貸金差縺一件

「第八十号」 奉 楢嵜

凋造

成ラサル旨申渡下方ニ於テ示談致候様及理解伺之上 「右者丁卯十二月晦日\*゚以前ノ訴訟ニ付取揚裁判(朱)

書下渡候事

明治六 五月七日 済<sub>29</sub> \*

[島根縣] 聴訟課 『訴訟事件銘細録』 (第二号ノ一) について (四)

明治六年

六五六 (一七八)

△資 \* 1 料 // 修道法学 明治六年五月八日 四四巻 二号 済

六五五

(一七七)

朱書きの斜線あり

丁卯は、慶応三(西暦一八六七)年

本文、日付とも朱書き。年が抜けている

2

「第」を補った 朱書きの斜線あり

○八三A〕【八二】【刈茶之義ニ付差縺一件】

出雲国意宇郡□町FT与之助ゟ同国同郡□□□=明治六年四月廿七日出訴

「〔第〕八十一号 (朱)\*2 NO儀左衛門へ係リ談刈茶之義ニ付差縺一件

奉

鶴岡 少属

右訴答共篤卜取調候処福富与之助親類出雲郡黒目村

松四郎外貳人ニテ所々苅茶いたし船積之処ヲ見咎メ跡

內站

差出候迠所持船道具とも預り置候義ニテ必ス□□□地内ニテ 為取締村役人より以来茶苅ニ為企間敷旨一札

取上ケ候儀ハ不相成間訟々之処ハ能々申談預り之諸道具速ニ 差返し示談可致旨一応及理解候処一同承服いたし 苅茶致候義ト判然不致仮令盗苅致シ候ニモセよ器械

済方相成候ニ付其段及御沙汰候事 〇八三B

○八四A]【八二】【金談差縺

出雲国大原郡□□町KBT長右衛門ゟ同国同郡門治六年四月廿八日出訴

□□□□村OF弦藏外壱人へ係リ金談差縺 一件

第八十二号」\*2

為取替置候処返金難出来内銭十五貫文差入同五月迄日延 乍申借分同様之取扱致シ且度々掛合期限後ニもせよ 難出来彼是差縺相成義之処右ハ素ヨリ懇意之間柄トハ 十二月ニ至リ元利取揃品物取返之義申出既ニ売払後故返品 不埒明故同七月中無断右預リ品売却致候処同年 いたし置尚調金難出来金主弦藏台も度々及懸合候得共 百四十貫文長右衛門方へ借受尤当分之事故同年二月限之証書 右訴答共篤ト取調候処去ル辛未正月中\*¨古衣八品相預ケ銭

80

1)	(第二号ノ一) について (四)	明治六年 〔島根縣〕聴訟課 『訴訟事件銘細録』(第二号ノ
** 本丁の下部が折込まれているため判読不能、なお、他の各		長右衛門ゟ衣類八品為申訳相預ケ尚四五日ツ、追々日延申出後十
*3 明治四(西暦一八七一)年		藏承知□□
*2 事件番号の記載のみ		返銭難出来故同廿日迠日延相賴尚又難相調廿五日迄追日延相賴金
*1 朱書きの斜線あり		得共□□
		代銭ノ内弐百六十貫文貸渡同十五日金藏ゟ米代残金為受取罷越候
【綴じ込みが深く、最後の数字及び一、二行ほどは判読不能】	【綴り	置候□□
.6 	長右衛門ゟ□	方ニテ無拠銭入用之義出来尤両三日之内ニハ無相違調返候趣故預
し難出来故調品相当之償銭百五十貫文□□□□□□*。	取返し難	処□□
	既ニ□□	売渡代金銭千五百六十五貫文ハ嘉市へ相預置同十日嘉市受取置候
[取十*□長右衛門も約定通返銭不致故右場合ニ至一同落度有之	無断取十	€
		取調候処去ル辛未十月三日□□町2Y嘉市扱ヲ以金藏ゟMM傳市
長右衛門へ不申通旁嘉市取扱不束之至金藏儀モ預リ品売払之古衣	長右衛門	返し一件訴答□□*4
	売	「右KBT長右衛門ゟ大原郡□□□村SH金藏へ係り候預古衣取
右ハ素より相対之借用ニ無之預リ銭ノ内無断貸渡尚又日限預リ品	右ハ素よ	(朱)
		明治六年五月三日 済
済方無之故益々断モ不致預リ品売払候処其後取戻し之義彼是差縺	済方無之	伺ノ上聞届候事
是非返済可致段申置十日斗留置いたし金藏方ニ而も十二月七日□□	是非返済	一同承服ノ上済口証書差出し吟味下ケ願出候ニ付
	二十七口	主共無拠残品ト売出ノ銭受取済方可致旨及理解
承置候処親類中ニ病人出来無拠他出いたし候ニ付長右衛門方へハ	承置候処	条約ヲ心致居十二月迄等閑ニ致置候事故預ケ品ト売
	申通嘉市□	[〇八四8]
、預リ衣類売払候段懸合ヲ受候得共其旨長右衛門へハ不	無之候ハ	売出共早々差返し可申品主長右衛門方ニ而も五月限之
月廿七日迄□□	一月廿七	一応之断もなく売払候ハ金主弦蔵落度故残之品物並

行の下部に二文字分を空けて示した

「取斗」の誤記か

を空けて示した 最後の二行分の下部は綴じ込みが深く判読不能、数文字分

朱字部分の上部に横向きに、朱書きの二行があるが、一行 は恐らく編綴時の切断のため判読不能、二行目の「明治六

〇八五B

年五月九日 済」の文字が読める

楮ハ当時之直ヲ以不残売戻シ呉候様申聞候得共一向頓着不致段申□ 斗相渡候ト申候得共下楮包受取候而ハ商之道不相立故買受之

平七合ハ菊次も不遇之者ニテ右楮代一時ニ払出も六ケ敷ト存□ 精之物ニテ久藏難差置旁六巻外へ持出候処其節 金子出来候丈品物相渡候約束ニいたし遺候処元来楮ハいたみ

出来候而ハ損耗ニ立至候ニ付外売致候と及返書候処菊次ゟ別□□ 出金モ不仕故代金出来次第ニ渡方之約条ニテ延引ニ相成いた□□ 菊次ニ途ニテ出逢申出候ニハ私買受之品他売之段不都合と申□□\*\*

他行中ニ付同人老父并本家金藏へ申侭右之次第ヲ以取扱一旦事済	越候□□	無息ニテ證文出入候様可為致取扱ニ受候夫より扱人菊次方へも罷	菊次へ返し楮ハ悉皆平七へ戻し猶無證文之貸金三百廿貫文ハ当□	以□□□	并代家預ケ之牛有之候故事済迄差留置其後段々ニ村役人ゟ取扱ヲ
心右之次第ヲ以取扱一旦事済		文候夫より扱人菊次方へも罷	文之貸金三百廿貫文ハ当□□		直其後段々ニ村役人 6取扱ヲ

第八十三号」\*;

[○八五A]【八三】【古楮差縺一件】

出雲國飯石郡□□村商H菊次ヨリ同郡同村門治六〔年〕四月廿八日出訴

平七へ掛リ古楮差縺一件

右訴答共篤ト取調候処去ル三月中平七所持之古楮四十巻六巻匚

平七へ貸渡惣高並他家へ相預候牛迠兼テ之借用銭ニ差押候処 申立相渡不申剰へ議定ノ楮ハ大半外売不条理之儀申□ 拾五貫五百文ヲ以買議定致シ然ルニ其後逐々楮モ直上リ候故歟故□

借用銭ハ期月通払出し楮ハ議定通相渡候様及懸合候処払残之下楮

考も有之候ト申候故若シ無證文之貨銭ヲ差押候事かと存幸ニ借□□ 82

主ナル右楮不残売払然ルニ菊次帰宅ノ上右之次第老父共より申□□ 一円頓着不致又々差縺候次第仮令留守ニモセヨー旦事済ニ相成村

違約上ヨリ相起候事ニテ仮令買主不遇ニモセヨ一旦取極候品ヲ無 相返し候義ヲ又候願出義ノ不条理ト申立彼是差縺候右ハ元来売□□

雲国島根郡□□町商SD亀吉治六年五月五日出訴へA〕【八四】【貸金滞差縺一件】	差 村 件 件	□□    放双方為勘弁平七ゟ分売致シ売出高銭百六十貫文ヲ貳ツ□□   放双方為勘弁平七ゟ分売致シ売出高銭百六十貫文ヲ貳ツ□□   放双方為勘弁平七ゟ分売致シ売出高銭百六十貫文ヲ貳ツ□□   放双方為勘弁平七ゟ分売致シ売出高銭百六十貫文ヲ貳ツ□□   下上済口証書差出し吟味下ケ願出候ニ付伺ノ上聴届候事明治六年五月八日 済   非 朱書きの斜線あり   **2 事件番号の記載のみ   **3 本丁は下部が折込みのため判読不能の個所あり、二字分を空けて示した   ではて示した	(米) 「右一ト通取糾シ本人差添人共五月五日鳥取縣へ差送ル「右一ト通取糾シ本人差添人共五月五日鳥取縣へ差送ル「右」ト通取糾シ本人差添人共五月五日鳥取縣へ差送ルート通取糾シ本人差添人共五月五日鳥取縣へ差送ルー・「○」願人UD嘉五郎ヨリ同村相手UD卯兵衛ヱ係リー・「○」願人UD嘉五郎ヨリ同村相手UD卯兵衛ヱ係リー・「○」願人UD嘉五郎ヨリ同村相手UD卯兵衛ヱ係リー・「○」願人UD嘉五郎ヨリ同村相手UD卯兵衛ヱ係リー・「一日四差にある。
电吉 一件】	差 持 件		第八十五号」
<b>릫恒崖村君□□町席ぐⅠ倉□</b>	(キト)TE久六外一人へ掛貸金滞差縺一件外二人ヨリ伯耆国會見郡□□村	○八六A】【八四】【貸金滞差縺一件】	之展7以持足层重比室而出頂肚菜に対又方即文儿技戏5借用銭致居相対質ニ入置甚五郎死後ニ相成始末不分明該畝壱畝拾八歩之耕地嘉四郎持分之処卯兵衛亡父甚五郎
	+	TE久六外一人へ掛貸金滞差縺ー	巳四月借用銭払出シ明質ニ相成居事実判然全嘉四〔○八七B〕

明治六年 [島根縣] 聴訟課 『訴訟事件銘細録』(第二号ノ一) について(四)

六五二 (一七四)

旨ニ而済口証書差出之 承伏仕今後卯兵衛ヨリ毛頭異論申出候儀無御座候

証書取調全ク被告嘉四郎持地ニ相違無之旨ニテ別三通 双方取調中双方ヨリ日延願出聞届置候内戸長取扱ヲ以

済口差出之\*3

明治七年一月十二日 解訟

担当者名の記載なし

西暦一八五七(丁巳)年

本項は本文より一段小さな文字で記してある

「島廣縣ニ於テ准理中借用元金百七拾円之内七拾円ハ(キヒ) 当酉十一月三十日限\*。返済五拾円ハ来戌十一月三十日限\*\*残五 拾円ハ来亥十一月三十日限\*。返済可致猶外ニ百七拾余円之

(O八八B)

分ハ保関鈩稼掛ノ侭同人へ引渡可申尤下地床設備ノ分ハ 不残同人へ引受可申様下方ニテ示談行届候段同縣ヨリ

及回報候二付伺之上聞届候事

七月二十三日 到来」\*。

朱書きの斜線あり。数本あるので抹消の印か

本行は朱書きの番号のみ

\*3 明治六(癸酉、西曆一八七三) 明治七(甲戌、 西暦一八七四)年

明治八(乙亥、 西暦一八七五)年

本項の本文は、 日付とも朱書き

〔○八八A〕【八六】【貸金滞一件】

出雲国飯石郡□□村TD淳右衛門ゟ廣島縣下明治六年五月七日出訴 備後国三次郡□□村KY宗八郎へ係リ貸金

第八十六号」\*2

「右一ト通リ取糾シ本人差添人共明治六年五月七日廣島縣へ差送ル」(朱)

— 84

## 四注の部(四)

譲る。 本号では、本誌編集の事情により「第九十五号」の紹介は次号に収載されている。「第八十七号」から「第九十五号」の紹介は次号までの一一号分の紹介を試みる。本簿冊には、第九十五号まで(28) 本号では、本誌編集の事情により「第七十六号」から「第八十六(28)

「FR相互/金愛昔賞慶熊三F「巾十二月毎日以前ニ系レ皆ヽー皮成年」二一六頁)は、以下のように規定している。 太政官布告第三一七号(十月二十二日(布))(『法令全書 明治六

長など公人の名前はそのままに記した。従前のとおりである。

判ニ不及明治元年戌辰正月元日以後ノ分ハ裁判ニ及候事」「平民相互ノ金穀借貸慶應三年丁卯十二月晦日以前ニ係ル者ハ一般裁

明治六年

[島根縣] 聴訟課

『訴訟事件銘細録』

(第二号ノー) について (四)